

岩美町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年9月10日(火) 午前9時25分～午前9時55分
2. 開催場所 岩美町役場 ミーティング室
3. 出席委員

●農業委員10人

会	長	山	本	淳 (14番)
委	員	1番	田	中 一 行
		2番	小	西 由 子
		3番	山	本 一 美
		4番	米	村 進 司
		8番	賀	山 圭 子
		9番	飯	野 幸 義
		10番	奥	山 昌 一
		11番	澤	大 篤
		12番	大	森 正 良

●農地利用最適化推進委員6人

15番	土	師 信 義
16番	上	田 芳 夫
17番	岸	本 彰
18番	中	野 広 正
19番	宮	本 裕 澄
20番	藪	田 俊 博

4. 欠席委員 (4人)

5番	藪	内 孝 博
6番	上	根 慶 万
7番	谷	口 貴 文
13番	福	石 幸 生

5. 議事日程

日程第1 開会

日程第2 会長あいさつ

日程第3 議事録署名委員の決定

2番 小 西 由 子

3番 山 本 一 美

日程第4 報告事項

①前総会(8月9日)のてんまつ

日程第5 議事

①議案第1号 農地法の適用を受けない土地の認定について

②議案第2号 農地法第3条の規定による農地の権利移動の許可について

て

③議案第3号 令和6年度農用地利用集積等促進計画第5号について

日程第6 その他

①令和6年度第2回農政部会の開催について

②全国農業新聞の普及推進について

③経営力向上研修受講者募集について

6. 農業委員会事務局職員

局長 補佐 前田 悟 史

主 任 松 本 享 子

事務局	<p>それでは、ただいまから令和6年度第6回総会を開催いたします。</p> <p>総会の成立についてでございますけども、本日の出席委員は14名中10名ということで、岩美町農業委員会会議規則第6条による定足数、過半数に達しておりますので、総会の成立を報告させていただきます。</p> <p>なお、5番の藪内委員、6番の上根委員、7番の谷口委員、13番の福石委員からは欠席する旨の連絡をいただいております。</p>
事務局	<p>それでは、会長からご挨拶のほうお願いいたします。</p>
会 長	<p>連日、残暑とはいえ、物すごく暑い日が続いております。農作業のほうもだんだん繰上げになってくるんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、十分な出来でありますように祈っておるところであります。</p> <p>先日、目標地図の作成に当たって、皆さんと協議させていただきました。12月の作成に向けて、皆さんにひとつご努力をお願いしたいなというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>議長につきましては、岩美町農業委員会会議規則第4条によりまして会長が議長を務めることとなっておりますので、以後、会長のほうでお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、日程3の議事録署名委員ですけれども、いつものようにこちらのほうで指名させていただいてよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議 長	<p>では、2番の小西委員さんと3番の山本委員さんをお願いをいたします。よろしく願いをします。</p>
議 長	<p>では、続いて日程4の報告事項です。</p> <p>前総会のでんまつについて、事務局のほう、お願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、3ページをご覧ください。</p>

前総会、8月9日開催の総会のてんまつについてご説明いたします。

まず1点目、非農地証明ということで、陸上地内の1件4筆の土地の非農地証明申請書についてお諮りしました。承認いただきましたので、8月13日付で非農地証明書を申請者に送付しております。

2点目、3条2件2筆ということで、浦富地内及び牧谷地内の贈与による所有権移転についてお諮りしました。承認いただきましたので、8月13日付で許可書を譲受人、譲渡人に送付しております。

3点目、5条1件1筆ということで、大谷地内の畑に関する一般住宅の建築を目的とした転用についてお諮りしました。承認いただきましたので、8月13日付で県東部農林事務所へ進達しております。

議 長

続いて、公共事業のほうの施工について。

事務局

4ページをご覧ください。

1件の届出を受理しております。旧陸上浄水場撤去工事に伴う農地転用の報告がありました。場所につきましては、陸上宇谷口1173番2の田、993平米です。ここに旧陸上浄水場の撤去工事のための仮設道を設置するものです。

場所につきましては資料1のほうで示しておりますが、塗り潰し部分になります。

2ページ目は、仮設道の平面図と断面図を載せています。

届出者は岩美町建設水道課長で、転用期間は令和6年11月1日から令和7年3月31日となっています。また、工事終了後、転用した区域を農地に復元し、地権者の確認を得るとしております。

この転用につきましては、農地法施行規則第53条第5項の権利移動の制限の例外の規定に当てはまる地方公共団体が設置する施設で土地収用法に当てはまるものということになりますので許可不要の案件となっておりますので、今回、報告だけになります。

以上です。

議 長

報告事項が終わりました。

皆さんのほうで何か質疑がありましたら。ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、ないようですので、議事のほうに入らせていただきます。

議 長

議案第 1 号、事務局のほう説明をお願いします。

事務局

資料の 5 ページをご覧くださいと思います。

議案第 1 号「農地法の適用を受けない土地の認定について」。

下記のとおり非農地証明申請書を受理しましたので、申請の土地は現況が農地法に規定する農地以外の土地であることの認定を求めます。

説明のほうは事務局からさせていただきます。

事務局

今回、5 件 7 筆の非農地証明申請書が提出されて受理しております。

まず 1 件目についてですが、申請者は埼玉県所沢市の*****さんです。申請地は、大字牧谷*****番、登記地目は畑、現況は原野となっております。面積は 1 0 1 平米です。平成 2 6 年 1 2 月に実父が死亡してから、農地として利用する者がいなくなり、現在、原野と化しているということで、証明は上根委員さんにいただいております。

場所につきましては、資料 2 をご覧ください。

資料 2 の 1 ページ、塗り潰しの場所が申請地です。

2 ページ目に現況写真を添付しております。

次に、2 件目について説明させていただきます。

申請者は、浦富の*****さんです。申請地は 3 筆ありまして、大字浦富*****番、面積が 3 5 2 平米のもの、めくっていただいて、同じく大字浦富*****番、2 2 8 平米のもの、同じく*****番の 3 6 1 平米で、3 筆とも登記地目は畑、現況は原野となっております。3 筆とも数十年以上農地として利用されておらず、草が生い茂っており、原野となっているということで、証明は米村委員さんにいただいております。

場所のほうは、資料 3 をご覧ください。

北のほうから*****番、*****番、*****番です。

2 ページから 4 ページまでのところに現況写真をつけております。昔から野原として子供が遊んでるようなところで、耕作は長らくされておりました。

次に、3 件目についてご説明いたします。

議案のほう、申請者は新井の*****さんです。申請地は大字新井*****番、登記地目は畑、現況は原野となっております。以前、梨を作っていたところで、面積は広いです。1, 9 4 4 平米となっております。備考につきましては概要を記載させていただいておりますけれども、以前は*****さんのおじいさんが果樹園として利用されておられましたけれども、亡くなられた後は知人がしばらく果樹園として継続して利用されておりました。その後、はっきりとした年は分からないということですが、大体平成 3 0 年頃からその方も果樹園をされなくなって、その後は耕作されず荒地となり、現在は灌木やささ、あし等が生え、一部は雑木も生えてきてお

り、原野となっているということです。証明は藪内委員さんにいただいております。年数としてはちょっと浅いかもかもしれませんが、果樹園であることや面積の大きさ等から今後耕作される見込みがないと考えられますので、受理をさせていただいております。

資料4のほうに現地の地図と現況写真をつけさせていただいております。

1ページの塗り潰しの部分が申請地で、2ページ目に現況写真と、この写真の撮影方向を示したものを掲載しております。1から5のあたりが周辺から撮影したものです。6のところに入り口があるので少し中に入ってみたんですけど、進むことが難しいような感じで草が伸びていて、中にはなかなか入れないかなという感じでした。

次に、4件目についてご説明させていただきます。

申請者は大谷の*****さんです。申請地は大字大谷*****番、登記地目は畑、現況は原野となっております。面積は188平米です。少なくとも20年以上耕作しておらず、雑草が繁茂し、原野となっているということで、証明は澤委員さんにいただいております。

場所につきましては、資料5をご覧ください。

1ページの塗り潰しの部分が申請地です。

2ページ目に現況写真を添付しています。

東側からは撮影できなかったのですが、道路の東西と、それから宅地が道のほうに現在建ってるんですけど、そちらの真ん中あたりから保育所方向に向かってと道路方向に向かって撮っております。道路側は本庄の方が車を止めることがあるようで、そこだけ低くなって草が抑えられていますが、全体的に草が生えており、勾配は保育所側に向かって高くなっているような状況です。

次に、5件目に移ります。

申請者は大谷の*****さんです。申請地は大字大谷*****番、登記地目が畑、現況は原野となっております。面積は124平米です。こちらも少なくとも20年以上耕作しておらず、雑木、雑草が繁茂し原野となっているということで、証明は澤委員さんにいただいております。

場所のほうは資料6をご覧ください。

1ページの塗り潰しの箇所が申請地です。先ほどの6番の申請地の東隣になります。

2ページ目に現況写真を添付しております。こちらも道路側の東西から、向かって保育所側、北側に向かってと、それから西側の先ほどの申請地の側から撮ったものと、東側にある倉庫の裏手から撮っております。木が生えているような状況です。

説明は以上です。

議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>出席していただいている担当委員、意見とかありましたらお願いします。</p>
4 番	<p>番号2の浦富の3筆について、7月24日に推進委員と事務局とで現地確認をいたしました。現状は、草が生い茂っていきまして、耕作した形跡は見られなかったです。原野の状態でしたので、事務局からの説明のとおり、補足するところはありません。問題ないと思います。</p>
1 1 番	<p>8月の初め頃に事務局と一緒に確認をさせていただきました。写真のとおりで、長いこと作っておられないし、風で飛んできて大きくなったと思われる雑木等もありますので、原野が適当ではないかなと思っております。</p>
議 長	<p>補足説明が終わりました。</p> <p>質疑のほうに入りたいと思いますが、皆さんのほう、質疑がありましたら。ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決をさせていただきます。</p> <p>議案第1号の非農地の認定について賛成の方の挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございました。全員賛成で承認いたしますということで、次に行きます。</p>
議 長	<p>それでは、第2号議案のほうに入らせていただきます。</p> <p>事務局のほうの説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料のほう、7ページをご覧いただきたいと思います。</p> <p>議案第2号「農地法第3条の規定による農地の権利移動の許可について」。</p> <p>農地法第3条の規定による農地の権利移動について、下記のとおり許可申請書を受理しましたので、許可について採択を求めます。</p>

事務局

説明は担当のほうからさせていただきます。

今回、2件2筆の申請を受理しております。

まず1件目について説明をいたします。

申請地は大字白地*****番、面積が174平米、登記地目は畑となっております。申請者は譲受人の白地の*****さん。譲渡人は白地の*****さんです。権利の内容につきましては贈与による所有権移転となっております。

場所につきましては、資料7の2ページをご覧ください。

塗り潰し部分が今回の申請地で、申請地の南東にある*****番というのが譲受人の*****さんの農地となっております。また、地図の上のほうの北側に申請者の自宅があります。

資料7の1ページ、(1)の許可要件につきましては、全部効率要件の農業用機械につきましては管理機1台と草刈り機1台をお持ちです。所有地のうちの田の3筆は農事組合法人に出しておられまして、畑として利用されている260平米の田と、それから367平米の畑を耕作しておられます。常時従事要件ですが、農作業の経験は15年以上あるということで、ご本人が60日、妻が150日の従事となっております。通作距離は300メートルほどで、その他、農地法、農業委員会が定める基準に適合していることを確認いたしました。

(2)申請地の現状及び今後の予定について、申請地はこれまで畑として利用されており、引渡し後も同様に畑として利用することを予定しているため、周辺農地に影響を及ぼすことはありません。カボチャ、ジャガイモ、大豆などを作付予定とのことでした。

続きまして、2件目についてご説明いたします。

申請地は大字浦富*****番、面積が180平米、登記地目は畑です。申請者は、譲受人が浦富の*****さん、譲渡人が東京都世田谷区の*****さんで、権利の内容は売買による所有権移転となっております。

場所につきましては、資料8の2ページをご覧ください。

塗り潰し部分が今回の申請地です。

資料2の1ページ、(1)許可要件につきましては、全部効率要件の農業用機械はトラクター1台と管理機1台をお持ちのようです。書いてないんですけどもバインダーもお持ちのようです。所有地は田が4,010平米と畑を654平米お持ちですが、全て*****さんの世帯で耕作されているということです。常時従事要件ですけども、農作業の経験は20年以上あるということで、本人が150日、お父様が200日となっております。通作距離は車で5分となっております。海岸道路をもう少し西に進んだ*****の辺りにお住まいなので、多分5分かからない距離かなと思います。その他、農地法、農業委員会が定める基準に適合することを確認しました。

(2) 申請地の現状及び今後の予定について、申請地はこれまで畑として利用されており、引渡し後も同様に畑として利用することを予定しておられるため、周辺農地に影響を及ぼすことはありません。ジャガイモ、タマネギ、大根などを作付予定で、売買価格が*****円で、10アール当たり直すと約*****円となっております。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。
担当委員さん。

8 番

先月、総会の後に推進委員の中野さんと事務局と3人で現地確認を行いました。現在、隣に畑も作っておられて、その隣なので問題ないと思います。

4 番

9月5日に事務局と推進委員とで現地確認しました。
この土地、以前から作られとる方がまた今後も作られるということで、特に問題はないと思います。

議 長

担当委員さんからの補足説明がありました。
質疑のほう、ありましたらお願いします。ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、採決をさせていただきます。
議案第2号の権利移動について賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成でした。

議 長

それでは、引き続きまして第3号議案に移らせていただきます。
事務局、説明をお願いします。

事務局

資料8ページをご覧いただきたいと思います。
議案第3号「令和6年度農用地利用集積等促進計画第5号について」。
農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、
農用地利用集積等促進計画の案について岩美町長より協議がありましたの

で、委員会の意見を求めます。
説明は担当のほうからさせていただきます。

事務局

では、議案のほうは9ページをご覧ください。
今回の計画案につきましては、上から3筆は耕作者が亡くなられたことによる付け替えとなっております。以前は*****さんという方が使用貸借で耕作しておられました。使用貸借の場合、借りていらっしゃる方が死亡した場合は契約を終了するというふうに民法で定められておりますので、新たに契約をし直すこととなります。今回付け替える方は、前耕作者の息子さんとなります。残りの10筆につきましては、*****への使用貸借で更新となります。
今回権利を設定する農地は、賃借権によるものはゼロ、使用貸借によるものが13筆1万1,838平米です。
資料のほうは、資料9のほうに各地区の図面をつけております。
簡単ですが説明は以上です。

議長

質疑のある方、挙手をお願いします。ありませんか。

(質問、意見なし)

議長

では、ないようですので、採決させていただきます。
議案第3号に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成でありました。

議長

議事のほうは全て終了しましたので、事務局のほうの連絡事項がありましたらお願いします。

事務局

- ①令和6年度第2回農政部会の開催について
- ②全国農業新聞の普及推進について
- ③経営力向上研修受講者募集について

議長

何か質問がありますか。

(質問、意見なし)

議 長

では、ないようですので、委員さんのほうで何かありましたら。ありませんか。

(発言なし)

議 長

ないようですので、来月の予定ですけれども、10月10日、午前9時30分で計画いたしますので、よろしく願いをいたします。

では、お疲れさまでした。今日はこれで閉会させていただきます。